

平成31年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、平成31年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における平成31年度に交付される社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 49,000千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 2,228,391千円

（内 訳）

（単位：千円）

区分	費 目	経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	357,930	116,774		93,968	6,016	141,172
	老人福祉費	154,157	668		3,350	6,137	144,002
	児童福祉費	373,316	171,772		18,522	7,481	175,541
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	280,021	33,865			10,062	236,094
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	27,920	18,105			401	9,414
	介護保険 特別会計繰出金	143,046	1,096			5,802	136,148
衛生健	保健衛生費	892,001	207,003		364,489	13,101	307,408
合 計		2,228,391	549,283		480,329	49,000	1,149,779

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。